

第6次基本計画策定専門調査会運営規則

令和6年12月24日

第6次基本計画策定専門調査会

（調査会の運営）

第1条 男女共同参画会議運営規則（平成13年1月23日男女共同参画会議）第9条第2項の規定に基づき、第6次基本計画策定専門調査会（以下「調査会」という。）の議事の手続その他調査会の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

（調査会の招集）

第2条 調査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、調査会に属する議員又は専門委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、調査会を開くことはできない。ただし、会長は、調査会の議題等により必要があると認めるときは、委員等の過半数が出席しない場合であっても、調査会を招集することができる。

（委員の欠席）

第3条 委員等は、調査会を欠席する場合において、代理人を調査会に出席させ、又は他の委員等に議決権の行使を委任することはできない。

- 2 調査会を欠席する委員等は、当該調査会に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

（議事）

第4条 議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

- 2 第2条第2項ただし書の規定により招集された場合においては、調査会は、議決することはできない。ただし、会長が、緊急に議決することが調査会の目的達成のために必要と認めるときは、調査会は、議決することができる。
- 3 前項ただし書の規定により議決された事項については、会長が、次に開かれる調査会において、当該議決を報告するものとする。

（会議の公開）

第5条 調査会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な議事を保障する静謐な環境の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 会長は、当該調査会の議事録を作成し、これを公表する。

(会長代理)

第7条 会長が調査会に出席できないときは、あらかじめ会長の指名する委員等が、その職務を代理する。

(ワーキング・グループ)

第8条 調査会は、必要に応じ、ワーキング・グループを開催することができる。

2 ワーキング・グループにおいては、委員等以外の有識者をメンバーとして所属させることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、会長が定める。